

# 博物館の登録及び 博物館に相当する施設の指定に関する 説明会

令和7年1月28日（金）14：00～15：00  
石川県教育委員会文化財課

# 博物館法の改正について

## 博物館法 昭和26年制定

博物館は、社会教育法（昭和24年制定）の精神に基づき、  
社会教育施設として、資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究を行う機関



- ・施設数の増加（昭和26年：約200館→平成30年：約5,700館）
- ・民間企業、NPO法人、学校法人など設置形態の多様化
- ・平成29年に文化芸術基本法が制定  
(博物館の充実は「文化芸術に関する基本的な施策」の一つとして位置づけ)

## 博物館法の改正 令和5年4月1日施行

博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、求められる役割を果たしていくための規定が整備

# 博物館法の主な改正点

## （1）博物館法の目的の見直し（法第1条）

社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める

→ 博物館は、従来の社会教育施設としての役割に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関係機関と連携した文化施設としての役割を併せ持つ施設としても活動することが求められている。

## （2）博物館の事業の見直し（法第3条）

博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする

# 博物館法の主な改正点

## (3) 博物館登録制度の見直し

### ● 設置主体の限定の撤廃（法第2条、第13条）

- これまで地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者条件を改め、法人類型に関わらず登録できることとする。

### ● 登録審査の見直し（法第13条）

- 博物館の外形的要素のみならず、体制等の実質的な要素についても審査することとする。
- 県が博物館登録を行う際は、学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

### ● 活動の改善・向上の仕組みの導入（法第16条）

- 登録博物館は、運営状況を定期的に県に報告しなければならない。  
(石川県では年1回（毎年6月末まで）)

# 博物館法改正前後における博物館登録審査基準

## 【旧法】外形的な基準に基づき審査

法律上の目的を達成するために必要な

- **資料があること**【法第12条第1項第1号】

- **学芸員**その他の職員を有すること  
【法第12条第1項第2号】

※博物館に相当する施設の場合は「学芸員に相当する職員がいること」

- **建物及び土地があること**【法第12条第1項第3号】

※博物館に相当する施設の場合は「施設及び設備を有し、  
一般公衆の利用のために公開すること」

- 1年を通して**150日**以上開館すること  
【法第12条第1項第4号】

※博物館に相当する施設の場合は「100日」

## 【改正法】活動内容の質等について実質的に審査

- 設置者が及びその役員が**経済的基礎・社会的信望**を有すること【法第13条第1項第1号】※登録のみ

- 虚偽申請等による**登録の取消**から**2年**を経過したもので  
あること【法第13条第1項第2号】

※指定の場合は「虚偽申請等による登録・指定の取消から2年を経過したものであること」

- **資料の収集・保管・展示、調査研究の体制**が都道府県の  
教育委員会の定める基準に適合するものであること  
【法第13条第1項第3号】

- **学芸員等の職員の配置**が都道府県の教育委員会の定める  
基準に適合するものであること【法第13条第1項第4号】

- **施設及び設備**が、都道府県の教育委員会の定める基準に  
適合するものであること【法第13条第1項第5号】

- 1年を通して**150日**以上開館すること  
【法第13条第1項第6号】※指定の場合は「100日」

# 博物館の種類（登録博物館と指定施設の違い）

		登録博物館	指定施設	博物館類似施設
定義		歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法による図書館を除く。）のうち、法の規定による登録を受けたもの	博物館の事業に類する事業を行う施設のうち、法の規定により、博物館に相当する施設として指定されたもの	法の規定による登録又は指定を受けていない施設 文部科学省が実施する社会教育調査上の定義
登録指定要件	設置主体	国・独立行政法人を除く法人	制限なし	—
	博物館の体制	館長、学芸員必置	館長、学芸員に相当する職員(※)必置 ※明確な定義なし	—
	開館日数	1年を通して150日以上開館	1年を通して100日以上開館	—
登録・指定主体		都道府県又は指定都市の教育委員会	国又は独法が設置する施設…文部科学大臣 その他の施設…都道府県又は指定都市の教育委員会	—
審査時の有識者への意見聴取		有り	なし	—
定期報告		必要	不要	—

# 登録博物館・指定施設となるメリット

第4期博物館部会(第2回)資料より

## 美術品補償制度

美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇により、展覧会主催者の損害保険料の負担が増大していた状況を踏まえ、**借り受けた美術品の損害を政府が補償する制度**。展覧会において海外等から借り受けた美術品に、万一損害が発生した場合に、その損害を総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を国が補償する。(補償上限額 950億円)。



【補償対象の展覧会の例】  
ゴッホ展—響きあう魂 ヘーネ  
とフィンセント  
(令和3年9月18日～令和3年12月12日)  
出典：東京都美術館HP

## 登録美術品制度

重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を、国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度。登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品を展示する施設が、登録美術品を公開することのできる美術館となることができる。登録美術品は、相続が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。



【登録美術品の例】  
登録番号2：花鳥文様象耳付大花瓶  
(金森宗七 制作)  
公開館：東京国立近代美術館  
(国立工芸館)  
)  
出典：文化庁HP

## 特定美術品制度

文化財保護法に基づく「認定保存活用計画」に基づき、特定美術品を登録博物館及び博物館相当施設からなる寄託先美術館へ寄託していた者から、相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した寄託相続人は、寄託先美術館への寄託を継続する場合、その寄託相続人が納付すべき相続税のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、寄託相続人の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除される。

## 希少野生動物種譲渡し規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動植物種は原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止されており、展示・教育、学術研究等のために、これらの希少野生動物種の譲渡しを行う場合、事前の許可申請・協議が必要となる。登録博物館又は博物館相当施設における展示のために譲渡し等をする場合（生きている個体に係るもの）を除く）、これらの事前の許可申請が免除され、事後30日以内の届出・通知だけで譲渡しを行うことが可能。

## 著作物の複製等

登録博物館及び博物館相当施設は、図書館と同様に、**その営利を目的としない事業として、図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる**。また、国立国会図書館が、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）による自動公衆送信を受け、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、提供することができる。

# 登録博物館・指定施設となるメリット（国税の優遇措置）

第4期博物館部会(第2回)資料より

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館※において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税の免除	博物館等が、標本等として用いる物品を輸入した場合、又は当該物品を寄贈された場合には、関税は免除される。 ※ 国及び地方公共団体が設置する博物館は登録を受けているかどうかにかかわらず対象
博物館を支援する者に係る優遇措置	
博物館への贈与及び遺贈のみなし譲渡所得の非課税	個人が財産を公益社団・財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に贈与又は遺贈をする場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、当該財産の贈与又は遺贈はなかったものとみなされ、みなし譲渡所得課税の規定は適用されず、所得税は課税されない。
博物館※に寄託している登録美術品についての相続税の物納順位の特例 …前ページの「登録美術品制度」	納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、美術品の美術館における公開の促進に関する法律に規定する登録美術品（相続時に既に登録を受けているものに限る。）を相続税の物納に充てることができる。その際、物納の優先順位が通常の動産については第三位であるが、当該美術品については、第一位に繰り上げられる。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館※に寄託している特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例 …前ページの「特定美術品制度」	文化財保護法に基づく保存活用計画を策定し、国の認定を受けて美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）については相続税の納税猶予の特例が認められている。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館の事業に供するための土地収用に伴い土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	収用等に伴い、博物館を設置運営する法人に土地等を譲渡する場合には、譲渡所得の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。

# 登録博物館・指定施設となるメリット（地方税の優遇措置）

令和6年度全国博物館館長会議（第31回）資料より

優遇措置のある税目	公立	登録				指定施設	
		私立					
		公益法人	宗教法人	一般社団・財団法人	民間の会社など*		
法人住民税の非課税	－	○					
固定資産税の非課税	－	○	○				
都市計画税の非課税	－	○	○				
不動産取得税の非課税	－	○	○				
事業所税の非課税	－	○	○	○	◎		

○は優遇措置が継続される法人。◎は今回拡充部分。－はそもそも公立なので非課税。

\*は学校法人等の場合は、別に、保有する固定資産等に対して非課税措置。

# 登録博物館・指定施設となるメリット

- 博物館及び指定施設を対象とする文化庁事業の補助対象者となることができる

## R7事業

### 【Innovate MUSEUM事業】

- ・地域課題対応支援事業(R4～)

博物館の機能を活用して実施する社会課題に対応する取組への補助

- ・博物館収蔵資料デジタルアーカイブ推進事業(R5～)

- ・博物館DX推進事業(R5～)

博物館資料のデジタルアーカイブ + 博物館DXに関する人材育成・研修を含む、業務のDXによる  
学芸員の業務負担軽減を図る取組への補助

など

- 「登録博物館マーク」アクリルプレート・証書が授与される

- ・アクリルプレートは、館内に掲示可能

- ・登録博物館マークは、館のHP、チラシ、SNS、名刺、無料グッズ等への  
印刷が可能



# 皆さんにご検討いただきたいこと

## 登録博物館（県内26館）

改正法施行日から5年を経過するまで(R10.3.31)は、登録を受けたものとみなされる。

- ・ R10以降も登録博物館であることを希望する場合 … **R10.3.31までに登録の再申請が必要  
(再申請をしなければR10.3.31をもって登録が抹消)**
- ・ 指定施設になることを希望する場合 … R10.3.31までに指定の申請が必要  
(申請をしなければR10.3.31をもって登録が抹消)
- ・ 博物館類似施設になることを希望する場合 … 手続不要 (R10.3.31をもって登録が抹消)

## 指定施設（県内4館）

改正法施行日から、引き続き指定を受けたものとみなされる。

- ・ 登録博物館となることを希望する場合 … 登録の申請が必要（隨時）
- ・ 引き続き指定施設であることを希望する場合 … **R10.3.31までに指定の再申請をすることが努力義務**
- ・ 博物館類似施設になることを希望する場合 … 県文化財課までご連絡ください。

## 博物館類似施設

- ・ 登録博物館となることを希望する場合 … 登録の申請が必要（隨時）
- ・ 指定施設となることを希望する場合 … 指定の申請が必要（隨時）
- ・ 引き続き類似施設であることを希望する場合 … 手続不要

# 今後の登録・指定手続きの流れ

本説明会終了後、今後の申請意向調査を実施します。（12月末回答〆）

※登録・指定への申請意向、申請予定時期など

登録・指定の申請は隨時受け付けています。

申請

申請者（設置者）は、申請書等を石川県文化財課に提出  
※申請前に、事前に当課へご相談ください。

審査

- ・書面審査
- ・学識経験者からの意見聴取（登録博物館のみ）
- ・必要に応じて実地調査

※審査の中で、書類の修正依頼や、文化財課及び学識経験者からの確認を行います。

登録・指定

- ・申請者へ通知
- ・県公報、県ホームページで公表

# 申請に係る提出書類（登録博物館）

要領に示された書類		例（全て写しで可）	様式名	書類番号
(1)	登録申請書	—	別記様式第1号 (県規則)	別記様式第1号 (県規則)
(2)	館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの）の写し	—	—	
(3)	博物館の設置者に係る書類			
ア	設置者が地方公共団体又は地方独立行政法人の場合			
(ア)	地方公共団体	設置条例	—	
(イ)	地方独立行政法人	法人の登記事項証明書	—	
イ	設置者がア（地方公共団体、地方独立行政法人）以外の法人の場合（国及び独立行政法人を除く）			
(ア)	法人の登記事項証明書	法人の登記事項証明書	—	
(イ)	博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを示す書類	申請の前年度の収支決算書	—	
(カ)	会社更生法による更生手続き又は民事再生法による再生手続きを受けていないことを宣誓する書類	宣誓書	参考様式1	
※1	(イ)博物館の運営を担当する <u>役員</u> の経歴を示す書類	※1 役員とは、その法人が準拠する法律における「役員」を指します。	参考様式2	
(オ)	法人及びその役員等が暴力団又は暴力団員に該当せず、及び暴力団及び暴力団員との関係がないこと等を宣誓する書類	宣誓書	参考様式1	
(カ)	国税及び地方税に未納の税額がないことを宣誓する書類	宣誓書	参考様式1	
ウ	博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないことを示す書類	宣誓書	参考様式1	

# 申請に係る提出書類（指定施設）

要領に示された書類		例（全て写しで可）	様式名	書類番号
(1)	指定申請書	—	第1号様式 (県要領)	第1号様式 (県要領)
(2)	施設の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたものの写し	—	—	
(3)	施設の設置者に係る書類  当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないことを示す書類	宣誓書	参考様式6	

# 申請に係る提出書類（登録博物館・指定施設 共通）

※指定施設においては、以下のとおり読みかえてご覧ください。

- ・「博物館資料」 → 「資料」
- ・「博物館」 → 「指定施設」
- ・「学芸員」 → 「学芸員に相当する職員」
- ・1年を通して「150日以上開館」 → 「100日以上開館」

(4)	博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る書類			
ア	博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していることを示す書類	【方針】定款、設置条例、運営理念 等 【公表方法】刊行物(該当箇所)、H P(該当箇所) 等 【体制】館内における事業の運営体制、運営委員会の設置状況、来館者の声を運営に反映する仕組み等を示す書類 等	—	
イ	(4)アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していることを示す書類	【方針】館則、内規 等 【体制】館内における博物館資料の収集体制、収集委員会の設置状況等を示す書類 等	—	
ウ	(4)イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していることを示す書類	【目録】博物館資料の目録(台帳) ※当該博物館が所蔵する資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付することを求めるものではない。 【体制】館内における博物館資料の管理・活用体制を示す書類	—	
エ	一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していることを示す書類	博物館資料の展示に係る申請年度の計画及び直近の年度の実績(事業計画、年間展覧会スケジュール、年報等)	—	
オ	単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していることを示す書類	調査研究に係る申請年度の計画及び直近の年度の実績(事業計画、研究紀要、調査報告書等)	—	
カ	博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していることを示す書類	教育活動に係る申請年度の計画及び直近の年度の実績(事業計画、実施の記録、年報等)	—	
キ	資質の向上のために必要な研修等(国、県及びその他団体が実施するもの)に関する研修に職員が参加する機会が確保されていることを示す書類	研修等に係る申請年度の計画及び直近の年度の実績、研修に職員が参加する機会が確保されていることを示す書類	—	14

# 申請に係る提出書類（登録博物館・指定施設 共通）

※2	(5) 学芸員その他の職員の配置に係る書類	<p>※2 館長とは その名称と非常勤常勤の別は問わないが、館の運営に関して判断と意思決定をできる者が務めること。</p> <p>※3 学芸員とは 館種や施設の規模等によって様々な実態が想定されるため、人数、雇用形態について基準は設けていないが、登録博物館において、適切な管理・運営を実施できる体制を構築できるかどうかが重要。</p> <p>※4 学芸員に相当する職員とは（一部修正） 学芸員補の要件までは求めないが、学芸員に相当する者として、博物館事業に類する事業を遂行できる能力を持った者。</p>	参考様式2	
	ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類			
	イ 学芸員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類			
	ウ その他の職員の名簿及び職務分担内容を示す書類			
※5	工 組織図、業務分担及び職員名簿		—	
	(6) 施設及び設備に係る書類		—	
	ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行うための博物館の建物及び土地の図面	建物及び土地の図面	—	
	イ 博物館の建物及び土地の保有形態（自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類	※自己所有の場合…登記事項証明書 ※借用している場合…賃貸借契約書	—	
	ウ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類	消防計画、警備計画、防火に関する意見書（所轄の消防署が発行するもの）等	参考様式3	
	エ 利用者の安全及び利便性の確保のための配慮の観点から対応している事項を示す書類	※5 館種や施設の規模等によって様々な実態が想定されるため、具体的な基準は設けていない。 (館（施設）が対応している事項を幅広に記載してください。)	参考様式4	
	オ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮の観点から対応している事項を示す書類	案内図、スタッフの対応マニュアル、職員に対する研修実績 等	参考様式5	
※6	カ 施設の概要及びパンフレット等	※6 開館日数とは 実際に来館できる日数のみをもって考えるのではなく、博物館が外部に対して活動している日数を含めて判断 ・利用者からの問合せに対して同時双方方向でのやり取りができる日 ・利用者の求めに応じて実物資料の解説・閲覧をさせる日 ・利用者への学習機会の提供がなされている日 など	—	
	(7) 開館日数に係る書類		—	
	1年を通じて150日以上開館していることを示す書類		—	

# その他の手続き

## 登録博物館

※県が設置する登録博物館は定期報告・変更・廃止の届出不要

### ●定期報告

毎年6月末までに、前年度末日時点の状況の報告が必要（登録の翌年度から）

→県規則別記様式第4号、職員名簿、館長及び学芸員の経歴書、1年を通して150日以上開館したことを示す書類など

### ●変更の届出

「博物館の設置者の名称及び住所」「博物館の名称及び住所」を変更する際は、あらかじめ届出が必要

### ●廃止の届出

博物館を廃止したときは、廃止後すみやかに届出が必要

## 指定施設

### ●指定の要件を備えなくなった時の報告

指定の要件を備えなくなった時は、直ちに報告が必要